

令和6年3月29日

各都道府県

企画・政策担当部門 御中

厚生労働省 保険局
健康・生活衛生局
健康・生活衛生局感染症対策部
医薬局
社会・援護局障害保健福祉部
デジタル庁 国民向けサービスグループ
こども家庭庁 成育局
支援局
文部科学省 初等中等教育局
環境省 大臣官房環境保健部

公費負担医療及び地方公共団体の医療費等助成事業に係る制度マスタの公表について

平素より医療関係情報のデジタル化にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、医療DXに関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）及び規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、診療報酬改定DXの取組として、診療報酬改定に伴う医療機関等・ベンダの負担軽減を図るとともに、自治体の区域の内外を問わず、患者等が一次的な窓口負担なく受診（以下「現物給付」という。）できるよう、公費負担医療及び地方公共団体（以下「自治体」という。）の医療費等助成事業（就学援助における医療費援助を含む。以下「地単事業」という。）に係る制度マスタを作成し、厚生労働省のホームページにおいて公表いたしました。

つきましては、各管内の医療機関等に周知いただきますようお願い申し上げます。

また、各制度マスタにつきましては、各医療機関等において患者等の窓口負担額の計算の参考情報として使用されることが想定されるため、常に最新の状態を維持する必要があることから、各都道府県及び各市町村におかれましては、制度マスタの内容に変更が生じる場合には、下記の要領により、原則として変更前6か月の月末までにご連絡くださいますようお願いのほどよろしく申し上げます。

記

1 制度マスタの公表について

(1) 制度マスタの公表場所について

厚生労働省のホームページ「診療報酬情報提供サービス」のコンテンツに、次の2種類のマスタについてそれぞれCSV形式とエクセル形式で掲載されております。

掲載日：令和6年3月29日

- ・ 公費負担医療に係る制度マスタ（以下「国公費マスタ」という。）
- ・ 各自治体の地単事業に係る制度マスタ（以下「地単公費マスタ」という。）

URL：<https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/>（診療報酬情報提供サービス）

(2) 制度マスタ利用上の留意点について

制度マスタは、今般、国が初めて、関係省庁や各自治体の協力を得て、一元的に制度情報を収集・集約したものです。初めての取組であり、0.8%程度の市町村から地単事業に係る情報が得られていないため、今回の制度マスタは「暫定版」と位置付けています。

このため、各医療機関等及びベンダ各社が医事会計システム（レセプトコンピュータ）において制度マスタを活用する場合には、各者の責任において同値性テストなど十分な検証を実施した上で、ご利用いただくようお願いいたします。

制度マスタのうち国公費マスタについては、原則として、法律に基づくもののほか、予算事業であっても、医療機関等から審査支払機関（保険者等）にレセプト請求される全ての事業を対象としています。ただし、既に廃止されている事業や実績が全くなく今後も見込まれないもの、自由診療とされている事業は、現時点でマスタの対象外としています。

また、制度マスタは、各医療機関等において、受給者証の券面記載事項（オンラインによる資格確認を含む。）の要件を適用して、患者負担金を計算できるようにすることを目的として作成しています。このため、事後において、各自治体等において計算の上償還されるような算定要件は含まれません。

併せて、制度マスタをご利用の際は、別添1「項目定義」をご参照ください。

2 地単公費マスタの変更等の手続きについて

制度マスタのうち地単公費マスタについては、令和5年度においては、各自治体・各医療機関等間の情報共有に係る間接コストの軽減を図ることを目的として、現時点における各自治体の事業情報と令和6年度の変更予定情報をまとめたものです。

令和6年度から継続的にその実態を踏まえ年々アップグレードを図ることとしておりますので、各都道府県及び各市町村におかれましては、マスタ項目追加等のアップグレードにご協力いただくとともに、マスタメンテナンスが必要となる新たな地単事業が開始される場合や既存の地単事業の対象範囲、助成方法、助成内容等が変更される場合には、(1)のとおり、原則として変更前6ヶ月の月末までにご連絡くださいますようお願いいたします。

(1) 変更等に関する連絡方法

①連絡方法：電子メール（WEB フォーム完成後は、フォーム上で対応予定）

②連絡先：国民健康保険中央会 地単公費マスタ担当 chitan_support@kokuho.or.jp

③連絡期日：変更前6か月の月末まで。例えば、4月1日から変更される場合、前年9月末日までにご連絡ください。期日に間に合わない場合や緊急に修正等が必要な場合には、わかり次第速やかにご連絡ください。

(2) 変更に伴うテスト協力

医療機関等向けに、令和8年度から共通算定モジュールを提供することとしております。このため、共通算定モジュール提供後、新たな地単事業が開始される場合や既存の地単事業が変更される場合において、登録・更新内容等に誤りがないか、正確性を期すため、施行前に、実施主体である自治体と連携して運用テストを行うこと基本として検討しております。

その際は、実データのご提供をお願いする場合がございますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。詳細は決まり次第お知らせいたします。

3 自治体区域の内外における地単事業の現物給付化の推進について

(1) 令和5年度における取組について

令和5年度においては、原則として各自治体が行う全ての地単事業を対象に、自治体区域の内外において現物給付の実施が可能となるよう環境整備を行うことを前提に、現物給付化の現状を把握し今後の取組方針について検討するため、実態調査を行いました。現在、国において、本調査結果とともに、地単公費マスタに横串を通して、地単事業の受給者数や現物給付化の区域、給付の内容等の共通化・標準化の状況を分析しつつ、各地単事業の現物給付化に向けて優先順位案の検討を進めております。その経過については、(3)の全国説明会においてご説明する予定です。

(2) 令和6年度の対応について

令和6年度においては、デジタル庁とともに進めている、公費負担医療及び自治体の地単事業に係るオンライン資格確認の先行実施に取り組む自治体における地単事業（こども医療費助成のうち無償化事業）を中心として、できる限り早期に全ての地単事業について区域内外の医療機関等における現物給付化が実施されるよう、国として障壁がある場合にはそれを取り除くため、以下の取組を推進いたします。

<全国決済の実現に向けた措置>

地単事業の現物給付化にあたり、参考「〇県外分診療報酬の全国決済について」（昭和50年7月25日付け各都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長あて厚生省保険局国民健康保険課長通知）の取扱いのように、地単事業についても、各国保連間で契約を締結することなどの方法により全国決済が可能です。

<併用レセプト請求方式の活用>

各医療機関等における請求事務の簡素化・効率化を図るため、医療保険・国公費・地単事業ともにレセプト（併用レセプト）請求方式に統一することとし、国において診療報酬明細書（レセプト）の記載要領の改正に向けた検討を行います。

各自治体においては個々の地単事業について審査支払機関と審査支払業務委託契約を締結しつつ、各医療機関等に請求方法を示すことにより併用レセプト請求方式への移行を実現することが可能となり、これにより各医療機関等の請求に係る事務も、自治体の償還払い等に係る事務も簡素・効率化されます。

なお、審査支払業務委託契約の締結方法について、詳細は改めてお知らせいたします。

(3) 全国説明会の開催について

国において、各地単事業の現物給付化に向けて優先順位案の検討を進めております。

優先順位付けや共通化等の取組を進めるに当たり、各自治体の皆様と丁寧な意見交換を行うことを目的として、全国説明会を開催いたします。

- ・全国説明会（第3弾）
- ・開催日時：令和6年5月17日（金）14：00～16：00 @Web開催
- ・URL：<https://youtube.com/live/TyuLVU6CcKQ?feature=share>

※ 参加者を事前に把握するため、添付の「参加票」を記載の上、令和6年5月10日（金）までに、参加票に記載の提出先までメールでご提出をお願いいたします。

提出の際、ご担当の地単事業の概要がわかる資料を併せてご恵与ください。

※ 後日、アーカイブ閲覧も可能です。

4 照会先

制度マスタに関すること、国の公費負担医療制度に関すること、各自治体の地単事業等に関することの照会先については、以下のとおりです。

国への照会に当たっては、メールを活用して照会内容を記載の上、職員の個人名を入れることなく、各組織の「公費等担当者」宛てにお願いいたします。

また、各地単事業に関することは、実施する各自治体にご照会ください。

【照会先】

<制度マスタに関する事>

- 診療報酬改定DXに関する事、国公費マスタに関する事

厚生労働省保険局保険課 shk_smartdx@mhlw.go.jp

- 国保連、地単公費マスタに関する事

厚生労働省保険局国民健康保険課 kokuho@mhlw.go.jp

<国の公費負担医療制度に関する事>

- 健康分野の事業に関する事（肝炎等を含む。）

厚生労働省健康・生活衛生局総務課 kenko_mynumber@mhlw.go.jp

- 感染症の事業に関する事（肝炎等を除く。）

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課 sarsopc@mhlw.go.jp

- 障害者の事業に関する事

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 seishin-hourei@mhlw.go.jp

- こどもの事業に関する事

子ども家庭庁成育局母子保健課 boshihoken.yosan@cfa.go.jp

- ひとり親の事業に関する事

子ども家庭庁支援局家庭福祉課 kateifukushi.kikaku1@cfa.go.jp

- 水俣病等に関する事

環境省 大臣官房環境保健部環境保健企画管理課 hoken_hourei@env.go.jp

- 就学援助における医療費援助に関する事

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 kenshoku@mext.go.jp

<PMHに関する事>

- 公費負担医療及び地単事業のオンラインによる資格確認に係る先行実施に関する事等

デジタル庁国民向けサービスグループ 健康・医療・介護班 medical@digital.go.jp

<各自治体の地単事業に関する事>

- 各自治体の事業担当にご照会ください。